

2025年9月4日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所3,4号機原子炉設置変更許可取消訴訟(行政訴訟) 控訴審

第15回口頭弁論が行われました

— 本日をもって審理終結 —

本件は、玄海原子力発電所3,4号機の原子炉設置変更許可処分(2017年1月18日付)の取消請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決(2021年3月12日付)を不服として、2021年3月25日に福岡高等裁判所に控訴されたものです。当社は、原審に引き続き訴訟参加しており、玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可処分に違法な点はなく、原判決は妥当なものである旨を主張して、控訴の棄却を求めています。

本日、福岡高等裁判所において標記の口頭弁論が行われ、本日をもって審理終結となり、判決言渡し日が2026年1月20日(火)に指定されました。

今後とも、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上